

# 事業概要



Meat Hygiene Inspection Center  
Annual Report

2022. 4～2023. 3 旭川市食肉衛生検査所  
Asahikawa City  
Meat Hygiene Inspection Center

## 目次

### 第1章 食肉衛生検査所の概要

1. 沿革	1
2. 組織	
(1) 組織機構	1
(2) 職員構成	2
3. 食肉衛生検査所の設置及び行政組織等	
(1) 旭川市食肉衛生検査所条例（抜粋）	2
(2) 旭川市保健所条例施行規則（抜粋）	2
(3) 旭川市食肉衛生検査所条例施行規則（抜粋）	3
(4) 旭川市と畜場法施行条例（抜粋）	3
(5) 旭川市事務専決規程（抜粋）	4
(6) 旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則（抜粋・要約）	5
4. 施設の概要	6

### 第2章 業務の概要

1. と畜検査	
(1) 検査頭数	7
(2) 検査結果	8
2. 試験検査	
(1) 精密検査	9
(2) 残留動物用医薬品検査	9
(3) エキノコックス検査	10
(4) 微生物汚染モニタリング検査	10

3. 監視指導	
(1) と畜場における衛生管理状況の点検・指導	1 1
(2) と畜場附帯施設の衛生対策	1 1
4. 食肉衛生対策	
(1) 衛生教育の実施状況	1 2
(2) 食肉衛生に関する情報の収集・提供及び啓発状況	1 2
(3) 職員研修状況	1 2
(4) 検査証明書の発行	1 3
5. 検査データの活用	1 3

### 第3章 統計

1. 年度別検査頭数	1 4
2. 月別検査頭数	1 5
3. 産地別検査頭数割合	
(1) 牛・豚	1 6
(2) 子牛（1年未満）・馬・めん羊・山羊	1 7
4. と畜検査結果及び措置状況	
(1) とさつ禁止全部廃棄	1 8
(2) 月別措置状況	1 8
(3) 一部廃棄	
ア 牛（肉用種）	1 9
イ 牛（乳用肥育）	2 0
ウ 牛（乳用その他）	2 1
エ 子牛（1年未満）	2 2
オ 馬	2 3
カ 豚	2 4
キ めん羊・山羊	2 5
5. 精密検査	2 6
6. 残留動物用医薬品検査	
(1) 抗生物質	2 6
(2) 合成抗菌剤，寄生虫用剤，ホルモン剤	2 6
7. 微生物汚染モニタリング検査	2 7

# 第1章 食肉衛生検査所の概要

## A Summary of The Meat Hygiene Inspection Center

### 1. 沿革

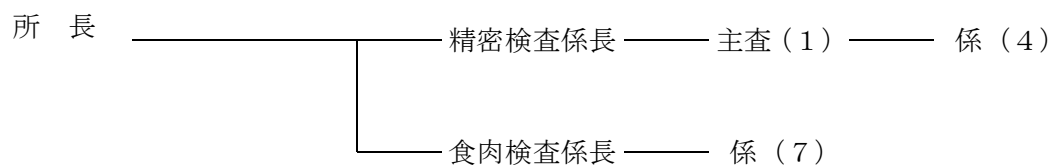
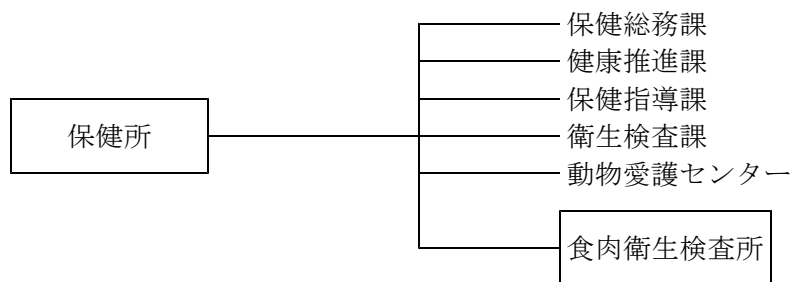
#### History

- 昭和54年2月1日 (株)上川畜産公社（現(株)北海道畜産公社上川工場）上川総合食肉流通センターの開設に伴い、北海道旭川保健所旭川食肉検査事務所が設置される。
- 平成11年12月15日 旭川市食肉衛生検査所条例が公布される。
- 平成12年4月1日 旭川市の中核市移行に伴い、北海道から引き継ぎ、旭川市食肉衛生検査所（管理係、試験指導係、検査第1係、検査第2係）として業務を開始する。
- 平成18年4月1日 組織機構改正に伴い、試験指導係、検査第1係、検査第2係の3係となる。
- 平成20年5月1日 組織機構改正に伴い、保健所に属する第1種施設となる。併せて精密検査係（旧試験指導係）、食肉検査係（旧検査第1・第2係の統合）の2係となる。

### 2. 組織

#### Organization

##### (1)組織機構



(令和5年4月1日現在)

## (2)職員構成

技術 (獣医師他)	事務	会計年度任用職員			計
		獣医師	検査補助員	管理業務員	
14	1	8	4	1	28

(令和5年4月1日現在)

## 3. 食肉衛生検査所の設置及び行政組織等

### Establishment and the Organization of the Meat Inspection Center

#### (1)旭川市食肉衛生検査所条例(抜粋)

(設置)

第1条 本市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156号第1項の規定に基づき、食肉衛生検査所を設置する。

(名称等)

第2条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
旭川市食肉衛生検査所	旭川市東鷹栖6線12号	本市の区域

#### (2)旭川市保健所条例施行規則(抜粋)

(組織)

第3条 旭川市保健所(以下「保健所」という。)に次の課及び係を置く。

保健総務課

健康推進課 健康推進係、保健予防係、こころの健康係

保健指導課

衛生検査課 生活衛生係、食品保健係、試験検査係

2 保健所に属する施設(以下「第1種施設」という。)は、次のとおりとし、その分掌する事務は、別に定めるところによる。

第1種施設

保健所 動物愛護センター、食肉衛生検査所

### (3)旭川市食肉衛生検査所条例施行規則(抜粋)

(組織)

第2条 旭川市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)に次の係を置く。

精密検査係

食肉検査係

(分掌事務)

第5条 検査所は、次の事務を分掌する。

精密検査係

- (1) 検査所の管理及び庶務に関すること。
- (2) 試験及び検査に関すること。
- (3) 調査及び研究に関すること。
- (4) 依頼検査に関すること。
- (5) と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理場を除く。)の衛生管理に関すること。
- (6) 食肉衛生に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (7) 関係機関及び団体等との連携に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 食肉衛生に係る職員研修に関すること。

食肉検査係

- (1) と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく許認可に関すること。
- (2) 獣畜のと畜検査に関すること。
- (3) 病畜のと畜検査に関すること。
- (4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく許認可(認定小規模食鳥処理場に係るものを除く。)に関すること。
- (5) 食鳥検査に関すること。
- (6) と畜場における食品衛生に関すること。
- (7) と畜場における食品表示に関すること。
- (8) と畜場における食品の輸出に関すること。
- (9) と畜場における使用水の衛生に関すること。
- (10) と畜場における汚水及び汚物処理施設の監視指導に関すること。
- (11) と畜場における化製場等の衛生に関すること。
- (12) と畜場におけるねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。

### (4)旭川市と畜場法施行条例(抜粋)

(手数料)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

(1)～(2)省略

(3)とさつ又は解体の検査を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ当該区分に掲げる額

ア 牛(生後1年以上)	1頭につき	1,200円
イ 牛(生後1月以上1年未満)	1頭につき	1,000円
ウ 牛(生後1月未満)	1頭につき	400円
エ 馬(生後1年以上)	1頭につき	1,200円
オ 馬(生後1年未満)	1頭につき	1,000円
カ 豚	1頭につき	400円
キ めん羊	1頭につき	400円
ク 山羊	1頭につき	400円

(令和2年4月1日から施行)

## (5)旭川市事務専決規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長の権限に属する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第2条 この訓令について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 省略
- (2) 部長 部及びこれに相当する組織（議会事務局及び会計課を含む。）の長並びに担当部長をいう。
- (3) 課長 課及びこれに相当する組織（議会事務局の各課を含む。）の長並びに担当課長をいう。
- (4), (5) 省略

(専決事項)

第4条 市長及び専決者の決裁事項及び専決事項は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。ただし、議会事務局の職員（市長の併任発令を受けた職員に限る。）にあっては、別表第3のとおりとする。

- 2 専決者は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられていない事項であっても専決に属する事務については、これを専決することができる。

### 別表第2

#### 個別専決事項

#### 7 保健所

組織名	事項		決裁区分				市長
			専決者				
			係長	課長	保健所長	副市長	
食肉衛生検査所	1	と畜場の設置の許可等					○
	2	処理する獣畜の種類及び頭数の制限		○			
	3	食鳥処理業（認定小規模処理業を除く。）の許可，許可の取消し，停止命令等					○

(6)旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則(抜粋・要約)

(食肉衛生検査所長への委任事務)

第3条 次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。

法令・条項	事務名
<b>と畜場法</b>	
第7条第6項	衛生管理責任者の配置及び変更の届出の受理
第8条	衛生管理責任者の解任命令
第10条第2項	作業衛生責任者の配置及び変更の届出の受理、並びに解任の命令
第13条第1項第1号	自己消費のための獣畜のとさつの届出の受理
第13条第3項	と畜場外でのとさつ又は解体する場合の場所等の指示
第14条第1項	獣畜のとさつ前の検査
第14条第2項	獣畜の解体前の検査
第14条第3項	獣畜の解体後の検査
第14条第4項	特に検査を必要としないものの認定
第16条	検査の結果に基づく公衆衛生上必要な措置
第17条第1項	設置者からの報告の徴収、と畜場への立入検査
第18条第1項	と畜場施設の使用制限又は停止の命令
第18条第2項	とさつ又は解体の停止、禁止の命令
<b>と畜場法施行令</b>	
第4条第2号	と畜場以外の場所でのとさつの許可(許可に限る。)
<b>と畜場法施行規則</b>	
第12条第3項第3号	持ち出された獣畜の肉等が焼却されたことの報告の受理
<b>旭川市と畜場法施行条例</b>	
第3条	と畜場完成届の受理
第8条	と畜場の休止、廃止、再開の届出の受理
<b>食品衛生法(と畜場等の敷地内施設に限る。)</b>	
第28条第1項	営業者からの報告の徴収等
第30条第2項	食品衛生監視員に対する監督指導命令
第59条	食品等の廃棄、必要な措置の命令、許可の取消
<b>化製場等に関する法律(と畜場等の敷地内施設に限る。)</b>	
第6条第1項	報告の徴収及び立入検査(8条準用を含む。)
<b>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(認定小規模食鳥処理場を除く。)</b>	
第9条	設備基準不適合の場合の事業の全部又は一部の停止(許可の取消を除く。)
第15条第1項	生体検査
第15条第2項	内臓摘出前のとたいの体表状況の検査(脱羽後検査)
第15条第3項	内臓及び中抜とたいの内側面状況の検査(内臓摘出後検査)
第17条第1項	持ち出しの禁止
第20条	内臓の摘出禁止、消毒、廃棄等の措置
第35条第1項	指定検査機関の業務休止等の場合の食鳥検査の実施
第37条第1項	食鳥処理衛生管理者等からの報告の徴収
第38条第1項	食鳥処理場への立入検査、質問、収去
<b>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(認定小規模食鳥処理場を除く。)</b>	
第27条第2項	食鳥検査申請書の受理
第46条	報告事項及び理由・制限の通知
<b>旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例(認定小規模食鳥処理場を除く。)</b>	
第11条第1項	届出食肉販売業者届出済票の交付
第12条第1項	食鳥処理事業許可証又は届出食肉販売業者届出済票の再交付
第12条第4項	返納された許可証又は届出済票の受理
<b>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(と畜場等の敷地内施設に限る。)</b>	
第15条第2項	輸出証明書の発行
第16条第2項	適合区域の指定
第16条第3項	適合区域の適合確認
第16条第4項	適合区域の指定取消及び変更
第16条第5項	適合区域の指定等に係る国への報告義務
第17条第2項	適合施設の認定
第17条第4項	適合施設の適合確認
第17条第5項	適合施設の認定取消
第17条第6項	適合施設の認定等に係る国への報告義務
第38条第2項	適合施設からの報告の徴収、物件の提出要求
第38条第5項	輸出証明書発行及び適合施設認定の取消要件
<b>食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(と畜場等の敷地内施設に限る。)</b>	
第7条第1項	食品関連事業者に対する指示、その公表
第7条第2項	指示に係る措置をとらない食品関連事業者に対する措置命令、その公表
第7条第3項	緊急時における食品関連事業者に対する食品の回収等の命令、業務の停止
第7条第4項	食品関連事業者等からの報告の徴収、物件の提出要求
第7条第5項	食品関連事業者及びその事業に係るある事業所からの報告の徴収、物件の提出要求
第7条第6項	食品関連事業者等及び関係事業者への立入検査、質問、収去
第7条第7項	不適正な食品表示についての申出の受付、必要な調査

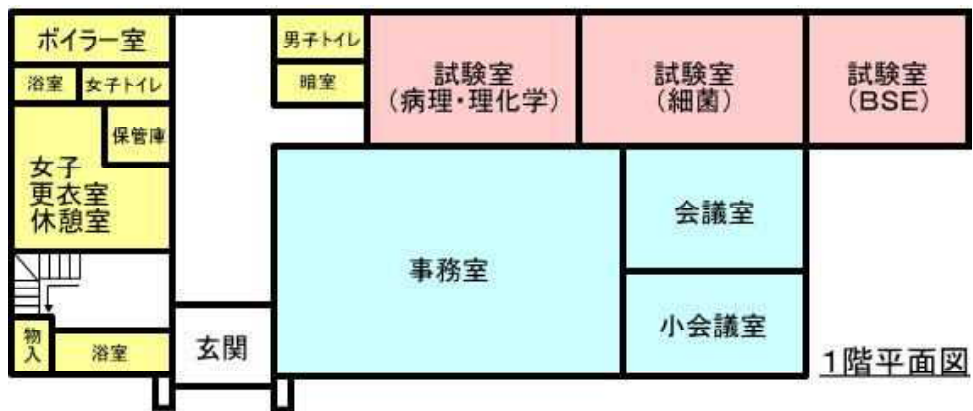
## 4. 施設の概要

### Location and Floor Plan

所在地 旭川市東鷹栖6線12号  
 敷地面積 845.00㎡  
 庁舎の構造・面積 木造モルタル・417.65㎡



【位置図】



【建物平面図】



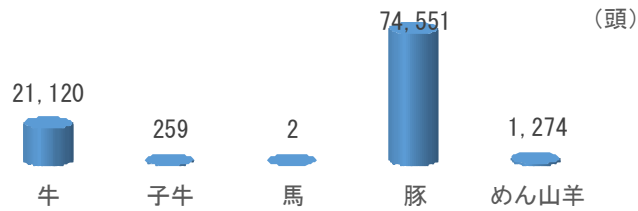
## 第2章 業務の概要 Results

### 1. と畜検査

#### Meat Inspection

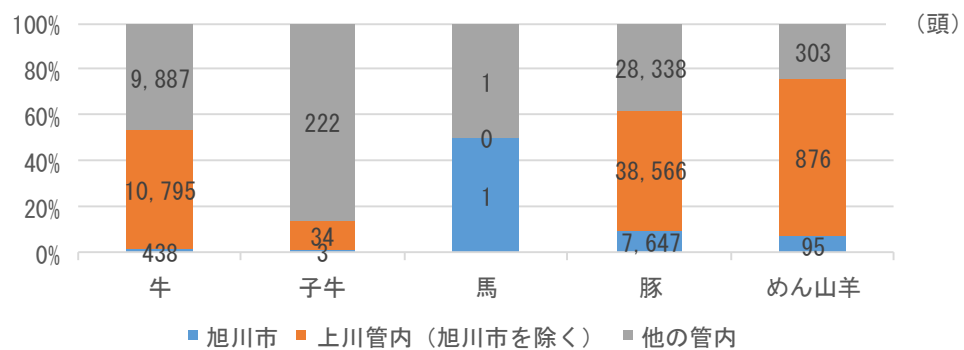
(1) 検査頭数 総検査頭数 97,206 頭 (小動物換算 139,686 頭)

#### ① 令和4年度畜種別検査頭数

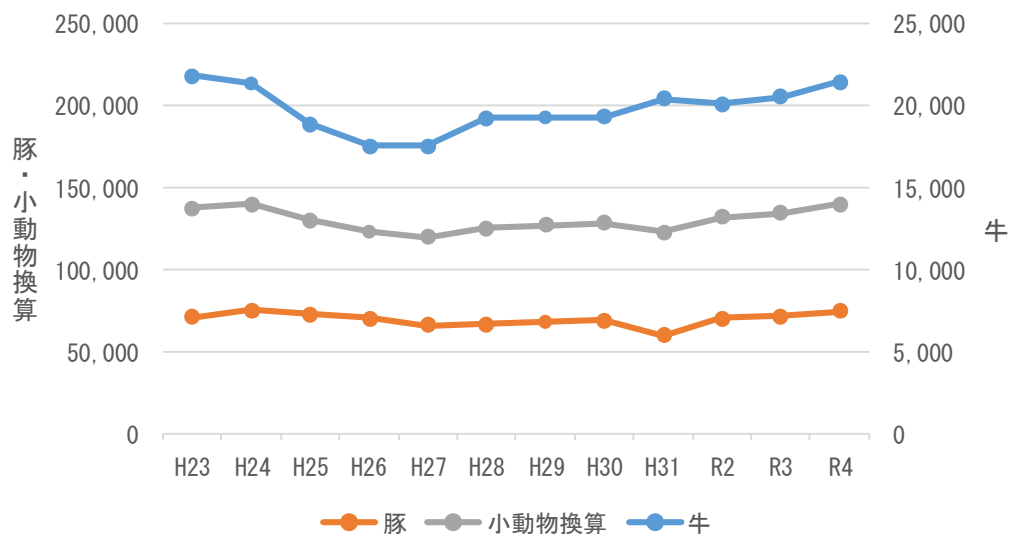


※子牛とは生後1年未満の牛をいう。

#### ② 生産地別検査頭数割合

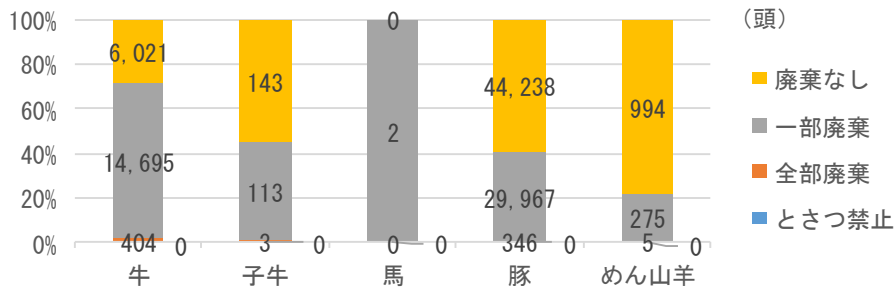


#### ③ 年度別検査頭数割合

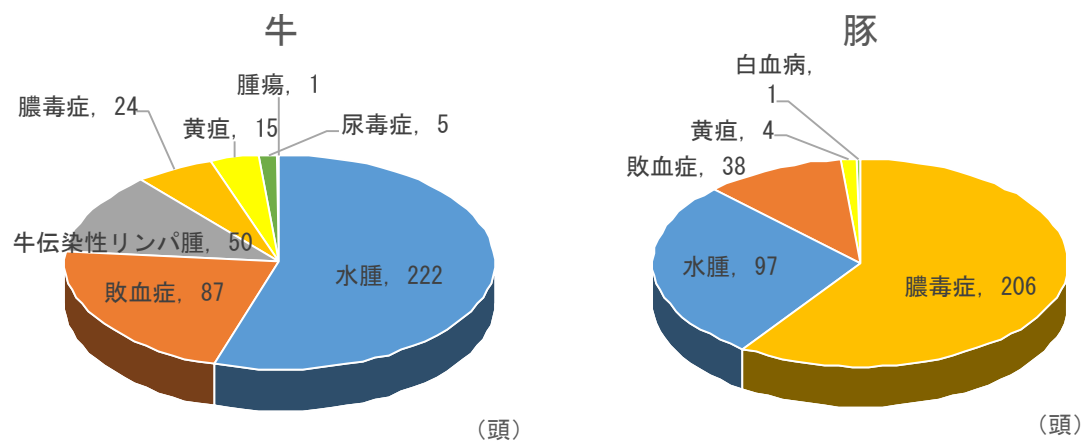


## (2) 検査結果

### ① 検査措置状況



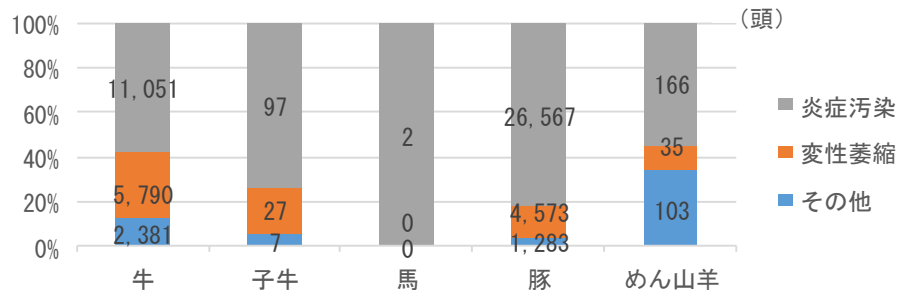
### ② 全部廃棄原因内訳 (牛・豚)



全部廃棄頭数 404 頭  
 廃棄率 1.91%

全部廃棄頭数 346 頭  
 廃棄率 0.46%

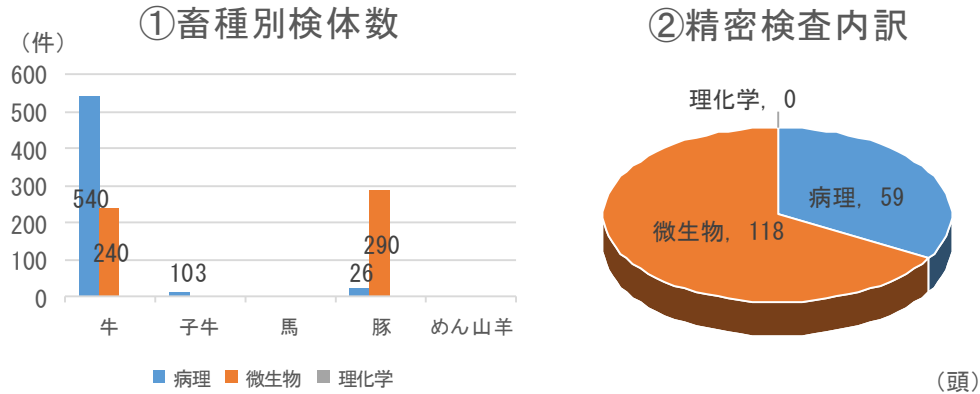
### ③ 一部廃棄原因内訳



## 2. 試験検査

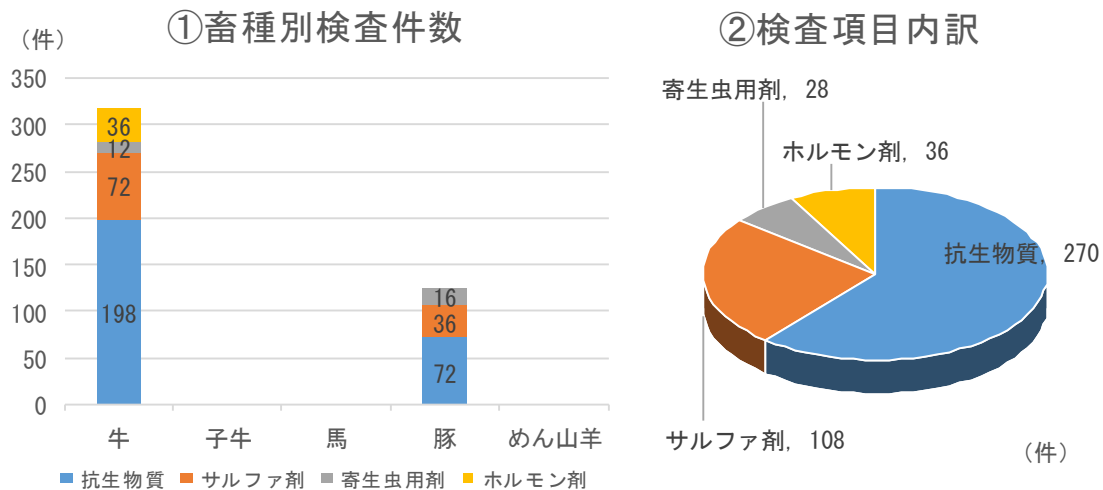
### Laboratory for investigating pathogens

(1) 精密検査 検体数 1,109 件 (検査頭数 120 頭)



(2) 残留動物用医薬品検査 検査件数 442 件 (検査頭数 45 頭)

- 残留を疑った獣畜については、随時検査を実施しています。
- 検査結果は、全頭不検出または基準値以下でした。



※ホルモン剤： $\alpha$  トレンボロン,  $\beta$  トレンボロン

※寄生虫用剤：チアベンダゾール, イベルメクチン

※サルファ剤：スルファジミジン, スルファモメキシム, スルファジメキシム, スルファキノキサリン

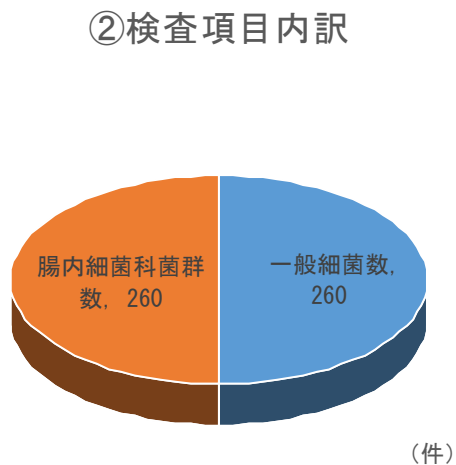
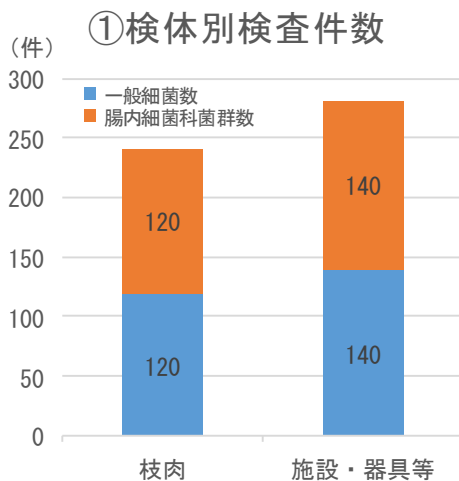
### (3) エキノコックス検査

「旭川市エキノコックス症対策実施要領」に定める媒介動物対策に基づき、エキノコックス検査を実施しています。豚116頭の肝臓からエキノコックスが見つかりました。

畜種	発生豚舎数	発生頭数
豚	12戸 (新発豚舎1戸)	116頭

### (4) 微生物汚染モニタリング検査 検査件数 542件 (検体数 271件)

と畜場の衛生管理状況を把握し、食肉の微生物汚染を防止するため、施設・器具等及び枝肉について定期的にモニタリング検査を実施しています。



### 3. 監視指導

#### Guidance and Monitoring

##### (1) と畜場の衛生対策

###### ① と畜場における衛生管理状況の点検・指導 実施回数 305回

と畜場の衛生管理状況について、外部検証を行いました。現場検査及び記録検査の実施状況は表のとおりで、特定危険部位の分別管理を含む現場検査については、全てのと畜場の開場日に実施しました。

検査項目		予定回数	実施回数
現場検査	作業前検査	48回	48回
	作業中検査	239回	245回
記録検査		12回	12回

##### (2) と畜場付帯施設の衛生対策 実施回数 29回

と畜場における食品・環境衛生水準向上のため、計画的に付帯施設の監視指導を実施しました。また、と畜場外の清掃・保守整備状況等の点検を実施し、苦情・事故の発生防止に努めています。

監視・点検・確認内容	回数
飲食店(食堂)	2
食肉処理施設	7
食品の冷凍冷蔵庫	3
食用油脂製造施設	2
食肉及び副生産物運搬車両	5
給水施設	2
廃水処理施設	2
化製場等	4
と畜場周辺の環境パトロール	2

## 4. 食肉衛生対策

### Measure for Keeping the Meat in Sanitary Condition

#### (1) 衛生教育の実施状況

研修会名	回数(回)	受講人数(人)
看護学生実習	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため資料配付で代替	
医大生研修	1	105
JICA保健行政研修	1	12
獣医学生インターンシップ	3	7
社会人インターンシップ	1	1
出前講座	2	29

#### (2) 食肉衛生に関する情報の収集・提供及び啓発状況

生産から加工、流通、消費に至る食肉衛生と品質管理の向上を図るため、関係機関と連携して情報を収集し、HPを開設し情報の提供を行っています。

会議名	開催月	連携機関	参加人数(人)
食肉検査・臨床獣医師交流研修会	8月	NOSAI 臨床獣医師	23
食肉・家畜衛生連絡会議	高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対応により中止		

#### (3) 職員研修状況

職員の資質の向上を図るため、職場内研修を実施しています。

研修会名	回数(回)	受講人数(人)
保健所新任職員研修	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
所内研修会	4	24

#### (4) 検査証明書の発行

##### ① と畜検査証明書

ア 検査合格証明書：12,117件

イ 一部廃棄証明書：31件

ウ 全部廃棄証明書：406件

##### ② その他証明書

ア 豚原皮：19件（50,485頭分）

イ 豚隣臓：4件（14,408頭分）

ウ 牛原皮：3件（710頭分）

エ 牛肉：2件

## 5. 検査データの活用

### Feedback of Meat Inspection Data

生産者が食肉検査データを活用することにより、生産性の向上と健康な家畜の生産に役立てることを目的として、検査結果に基づき疾病の発生状況などを整理・分析し、個別にデータを還元しています。

データ還元

生産者数：18戸

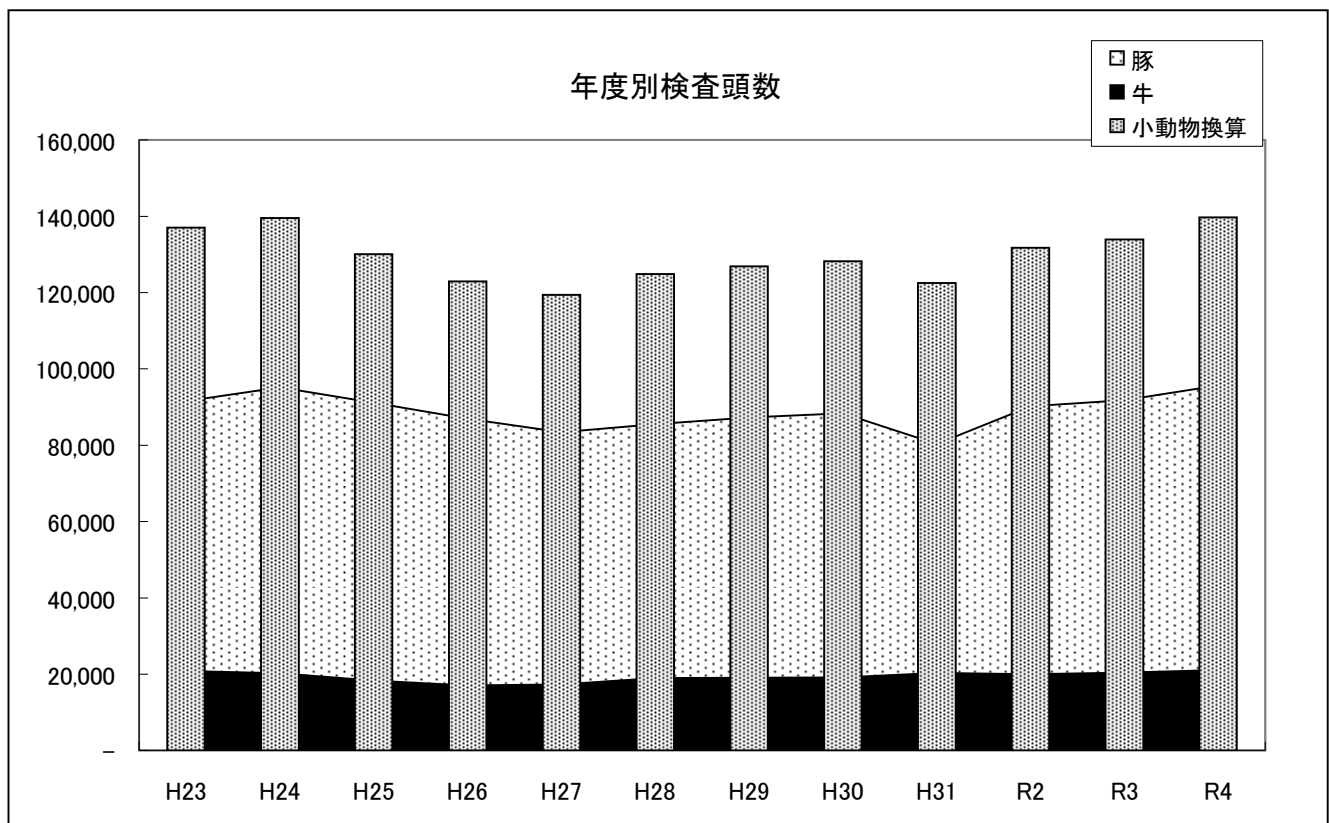
還元回数：177回

# 第3章 統計 Statistics

## 1. 年度別検査頭数

Annual Data of Inspected Livestock

畜種 年度	牛				子牛		馬		豚	めん羊	山羊	合計	小動物換算	検査日数
	肉用種	乳用種		計	1ヶ月以上 1年未満	1ヶ月未満	大	小						
		乳用肥育	乳用他											
H23	5,520	6,333	8,949	20,802	588	379	5	-	70,759	1,645	46	94,224	137,014	246
H24	4,618	6,596	9,014	20,228	577	495	9	-	74,932	1,588	38	97,867	139,495	248
H25	4,161	6,550	7,618	18,329	265	238	8	-	72,783	1,179	1	92,803	130,007	246
H26	4,653	6,069	6,309	17,031	209	228	5	1	69,899	1,093	3	88,469	122,961	247
H27	4,711	6,555	6,078	17,344	120	42	4	-	66,051	950	-	84,511	119,447	246
H28	4,639	8,060	6,334	19,033	93	34	5	-	66,459	975	-	86,599	124,861	245
H29	4,918	8,228	5,964	19,110	87	11	3	-	68,163	1,016	18	88,408	126,808	245
H30	5,033	7,996	6,170	19,199	60	15	4	-	69,163	1,257	2	89,700	128,226	244
H31	5,423	7,986	6,862	20,271	65	16	4	-	60,006	1,458	5	81,825	122,505	242
R2	5,661	7,511	6,817	19,989	70	12	3	-	70,217	1,326	4	91,621	131,745	244
R3	6,144	7,114	7,113	20,371	79	8	5	-	71,385	1,211	6	93,065	133,975	244
R4	6,281	7,028	7,811	21,120	118	141	2	-	74,551	1,262	12	97,206	139,686	245

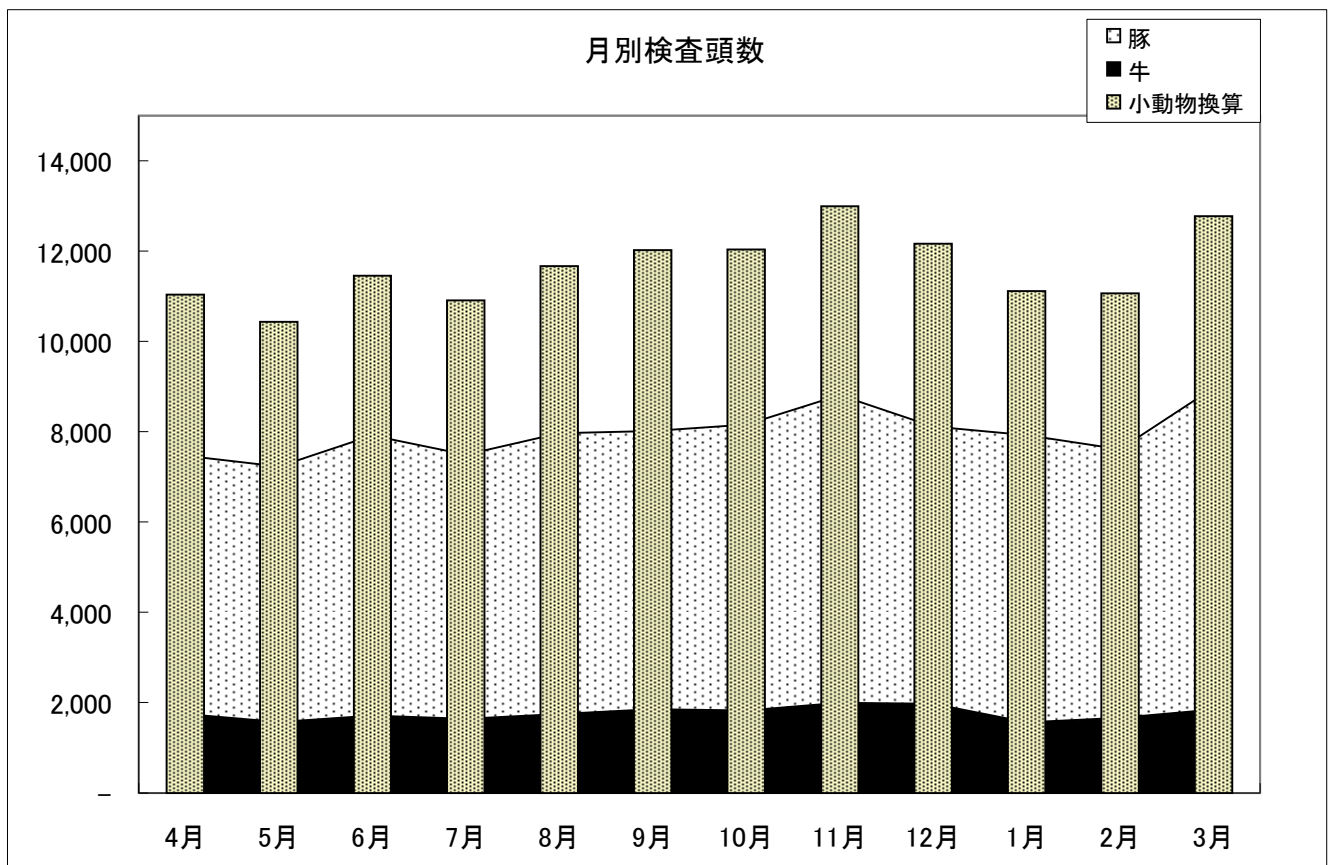




## 2. 月別検査頭数

Monthly Data of Inspected Livestock

畜種 月	牛				子牛		馬		豚	めん羊	山羊	合計	小動物 換算	検査日数
	肉用種	乳用種		計	1ヶ月 以上 1年未満	1ヶ月 未満	大	小						
		乳用肥育	乳用他											
4	513	606	630	1,749	4	-	-	-	5,723	60	-	7,536	11,042	20
5	478	598	492	1,568	3	-	-	-	5,657	63	1	7,292	10,434	19
6	504	585	623	1,712	4	-	-	-	6,201	111	-	8,028	11,460	22
7	497	553	590	1,640	3	4	-	-	5,850	122	3	7,622	10,908	20
8	536	566	650	1,752	8	14	-	-	6,215	154	1	8,144	11,664	21
9	506	627	716	1,849	21	57	-	-	6,167	187	-	8,281	12,021	20
10	560	586	676	1,822	17	17	-	-	6,335	170	-	8,361	12,039	20
11	662	613	718	1,993	19	17	1	-	6,816	121	3	8,970	12,996	23
12	561	661	749	1,971	9	5	1	-	6,148	67	1	8,202	12,164	21
1	481	501	579	1,561	4	14	-	-	6,359	44	-	7,982	11,112	18
2	469	564	627	1,660	16	7	-	-	5,951	79	1	7,714	11,066	19
3	514	568	761	1,843	10	6	-	-	7,129	84	2	9,074	12,780	22
合計	6,281	7,028	7,811	21,120	118	141	2	-	74,551	1,262	12	97,206	139,686	245



### 3. 産地別検査頭数割合

The Number of Checked Livestock by Location

#### (1) 牛・豚

畜種 産地	牛								豚	
	肉用種		乳用肥育		乳用その他		合計		頭数	%
	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%		
旭川市	114	1.8	253	3.6	71	0.9	438	2.1	7,647	10.3
士別市	887	14.1	1,635	23.3	89	1.1	2,611	12.4	847	1.1
名寄市	1	0.0	-	-	45	0.6	46	0.2	13,115	17.6
富良野市	4	0.1	-	-	548	7.0	552	2.6	6,233	8.4
鷹栖町	38	0.6	-	-	10	0.1	48	0.2	-	-
東神楽町	5	0.1	-	-	44	0.6	49	0.2	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	18	0.0
比布町	5	0.1	-	-	1	0.0	6	0.0	-	-
愛別町	274	4.4	-	-	-	-	274	1.3	-	-
上川町	9	0.1	425	6.0	85	1.1	519	2.5	3,463	4.6
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	448	7.1	2,605	37.1	323	4.1	3,376	16.0	9,240	12.4
上富良野町	2,591	41.3	-	-	140	1.8	2,731	12.9	5,650	7.6
中富良野町	3	0.0	-	-	2	0.0	5	0.0	-	-
南富良野町	-	-	-	-	21	0.3	21	0.1	-	-
占冠村	3	0.0	-	-	13	0.2	16	0.1	-	-
和寒町	1	0.0	-	-	17	0.2	18	0.1	-	-
剣淵町	1	0.0	-	-	12	0.2	13	0.1	-	-
下川町	2	0.0	-	-	103	1.3	105	0.5	-	-
美深町	104	1.7	158	2.2	118	1.5	380	1.8	-	-
音威子府村	-	-	-	-	3	0.0	3	0.0	-	-
中川町	1	0.0	-	-	14	0.2	15	0.1	-	-
幌加内町	-	-	-	-	7	0.1	7	0.0	-	-
上川管内	4,491	71.5	5,076	72.2	1,666	21.3	11,233	53.2	46,213	62.0
石狩管内	62	1.0	6	0.1	1	0.0	69	0.3	915	1.2
渡島管内	3	0.0	-	-	1	0.0	4	0.0	-	-
檜山管内	3	0.0	-	-	-	-	3	0.0	-	-
後志管内	1	0.0	-	-	-	-	1	0.0	2,363	3.2
空知管内	398	6.3	5	0.1	48	0.6	451	2.1	12,662	17.0
留萌管内	98	1.6	754	10.7	1,161	14.9	2,013	9.5	1,582	2.1
宗谷管内	652	10.4	4	0.1	4,466	57.2	5,122	24.3	12	0.0
オホーツク管内	493	7.8	1,183	16.8	368	4.7	2,044	9.7	1,290	1.7
胆振管内	6	0.1	-	-	-	-	6	0.0	1,919	2.6
日高管内	13	0.2	-	-	7	0.1	20	0.1	4,092	5.5
十勝管内	53	0.8	-	-	12	0.2	65	0.3	3,286	4.4
釧路管内	4	0.1	-	-	6	0.1	10	0.0	217	0.3
根室管内	4	0.1	-	-	75	1.0	79	0.4	-	-
他管内	1,790	28.5	1,952	27.8	6,145	78.7	9,887	46.8	28,338	38.0
道外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,281	100.0	7,028	100.0	7,811	100.0	21,120	100.0	74,551	100.0

## (2) 子牛(1年未満)・馬・めん羊・山羊

生産地	子牛						馬		めん羊・山羊	
	1ヶ月以上1年未満		1ヶ月未満		合計		頭数	%	頭数	%
	頭数	%	頭数	%	頭数	%				
旭川市	3	2.5	-	-	3	1.2	1	50.0	95	7.5
士別市	1	0.8	4	2.8	5	1.9	-	-	576	45.2
名寄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富良野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東神楽町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	1	0.8	-	-	1	0.4	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	12	10.2	-	-	12	4.6	-	-	6	0.5
上富良野町	7	5.9	-	-	7	2.7	-	-	-	-
中富良野町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1
南富良野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
占冠村	-	-	1	0.7	1	0.4	-	-	-	-
和寒町	1	0.8	1	0.7	2	0.8	-	-	125	9.8
剣淵町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美深町	2	1.7	1	0.7	3	1.2	-	-	168	13.2
音威子府村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中川町	-	-	2	1.4	2	0.8	-	-	-	-
幌加内町	1	0.8	-	-	1	0.4	-	-	-	-
上川管内	28	23.7	9	6.4	37	14.3	1	50.0	971	76.2
石狩管内	-	-	-	-	-	-	-	-	35	2.7
渡島管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜山管内	1	0.8	-	-	1	0.4	-	-	-	-
後志管内	1	0.8	-	-	1	0.4	-	-	4	0.3
空知管内	3	2.5	-	-	3	1.2	1	50.0	90	7.1
留萌管内	14	11.9	29	20.6	43	16.6	-	-	164	12.9
宗谷管内	68	57.6	103	73.0	171	66.0	-	-	3	0.2
オホーツク管内	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0.3
胆振管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日高管内	1	0.8	-	-	1	0.4	-	-	3	0.2
十勝管内	1	0.8	-	-	1	0.4	-	-	-	-
釧路管内	1	0.8	-	-	1	0.4	-	-	-	-
根室管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他管内	90	76.3	132	93.6	222	85.7	1	50.0	303	23.8
道外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	118	100.0	141	100.0	259	100.0	2	100.0	1,274	100.0

#### 4. と畜検査結果及び措置状況

##### Preventative Slaughtering and Discarding of Carcass

##### (1) とさつ禁止・全部廃棄

畜種 疾病名	牛		子牛(1年未満)		馬		豚		めん山羊		合計	
	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄
敗血症	-	87	-	-	-	-	-	38	-	-	-	125
膿毒症	-	24	-	-	-	-	-	206	-	-	-	230
高度の水腫	-	222	-	1	-	-	-	97	-	5	-	325
尿毒症	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	6
高度の黄疸	-	15	-	-	-	-	-	4	-	-	-	19
豚丹毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牛伝染性リンパ腫	-	50	-	1	-	-	-	-	-	-	-	51
白血病	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
腫瘍	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
熱性諸症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	404	0	3	0	0	0	346	0	5	0	758

##### (2) 月別措置状況

措置 月	とさつ禁止・全部廃棄頭数					一部廃棄頭数				
	牛	子牛 (1年未満)	馬	豚	めん山羊	牛	子牛 (1年未満)	馬	豚	めん山羊
4	28	-	-	25	-	1,162	2	-	2,148	10
5	27	1	-	23	-	1,010	1	-	2,144	6
6	35	-	-	33	2	1,164	4	-	2,326	12
7	30	-	-	17	-	1,120	3	-	2,233	25
8	38	-	-	21	-	1,207	8	-	2,267	33
9	28	1	-	29	-	1,335	24	-	2,435	38
10	31	-	-	34	-	1,290	14	-	2,604	52
11	37	-	-	38	2	1,383	17	1	2,905	30
12	36	-	-	21	-	1,381	8	1	2,403	9
1	31	-	-	33	-	1,105	12	-	2,705	12
2	40	-	-	29	1	1,182	14	-	2,551	22
3	43	1	-	43	-	1,356	6	-	3,246	26
合計	404	3	0	346	5	14,695	113	2	29,967	275

















## 5. 精密検査

### Inspection Results of Laboratory

畜種	項目	頭数	検体数	内 訳			検査後措置		
				病 理	微生物	理化学	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛		67	780	540	240	-	-	62	5
子牛		1	13	10	3	-	-	1	-
馬		-	-	-	-	-	-	-	-
豚		52	316	26	290	-	-	40	12
めん山羊		-	-	-	-	-	-	-	-
計		120	1,109	576	533	0	0	103	17

## 6. 残留動物用医薬品検査

### Results of Antibacterial Residue Test

#### (1) 抗生物質

畜種	項目	頭数	検体数	件数	陽性頭数
牛		33	66	198	-
		33	66	198	-
子牛		-	-	-	-
		-	-	-	-
馬		-	-	-	-
		-	-	-	-
豚		12	24	72	-
		12	24	72	-
めん山羊		-	-	-	-
		-	-	-	-
計		45	90	270	0
		45	90	270	0

① 検査方法は簡易検査法と系統別推定法の併用

② 下段はモニタリング検査の再掲

③ 検査結果  
全て陰性または基準値以下

#### (2) 合成抗菌剤、寄生虫用剤、ホルモン剤

畜種	項目	頭数	検体数	件数	陽性頭数
牛		10	30	120	-
		10	30	120	-
子牛		-	-	-	-
		-	-	-	-
馬		-	-	-	-
		-	-	-	-
豚		12	28	52	-
		12	28	52	-
めん山羊		-	-	-	-
		-	-	-	-
計		22	58	172	0
		22	58	172	0

① 検査方法はHPLCによる一斉分析法

② 下段はモニタリング検査の再掲

③ 検査結果  
全て陰性または基準値以下

## 7. 微生物汚染モニタリング検査 Evaluation of Microbial Control Practices

畜種 項目	検体数	内 訳		延 件 数
		一般細菌数	腸内細菌科 菌群数	
枝 肉	120	120	120	240
施設・器具等	140	140	140	280
計	260	260	260	520